

しやきょう

社協 かみかわ

主な記事

- 2,3ページ 令和6年度神河町社協事業計画と会計予算
- 4ページ ひと花通信
私たちの町のボランティア^⑩
- 5ページ ちょっと“イイコト”
TSU・NA・GU^{④⑦}
- 6ページ 社協第3次地域福祉推進計画 part2
- 7ページ ボランティア活動助成金のお知らせ
心配ごと相談のご案内
- 8ページ 感謝のお知らせ
かみかわペンリレー ^{⑦④} 他

No.111

2024年4月発行



表紙より

ふらっと立ち寄って、わいわい話がはずみます。久しぶりの出会いもあり、ほっこりと楽しいひと時。

(23年目を迎えた、上小田ふれあい喫茶峰山にて)

4・5 月号

編集発行 社会福祉法人
神河町社会福祉協議会

令和6年度 神河町社協事業計画と会計予算

～ 心をつなぎ 笑顔あふれる 安心の地域づくり ～

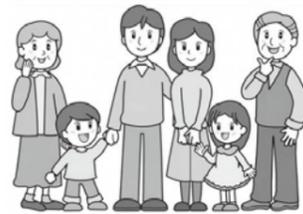
今年度の社協活動

- 今年度は、人々が繋がりをもちながらお互いに助けあう「地域共生社会」をテーマにした第3次地域福祉推進計画の推進も4年目に入りました。3年間の進捗状況を踏まえ、活動目標の達成に向け、さらに強力に進めていかなければなりません。特に中間評価で進捗が芳しくなかった項目について、推進を阻む課題の解決を図り、計画に沿って着実に事業を進めます。
- 孤立を生まない地域を目指し、繋がりづくりの第一歩として“あいさつ”や“声かけ”をさらに進めていきます。また、集落協議体の支援にあわせて、ブロックでの見守りあいと生活支援も進められるよう、地域自治協議会への参加について引き続き関係者に働きかけていきます。
- コロナ禍の影響で生活困窮に陥った世帯に貸し付けたコロナ特例貸付け事業は、昨年1月から順次償還が始まっています。当町では延べ156件の貸付けのうち約半数が償還免除になっていますが、滞納世帯も延べ23件あり、これらの世帯は生活の立て直しが困難で返済がままならない状況です。社協では、ほっとかへんネットワークカーが中心となって、借受世帯を含めた生活困窮世帯の生活状況を丁寧に聞き取りながら困窮要因を探り、自立に向けた支援を進めます。
- 職員の採用については依然厳しく、特に訪問介護事業所におきましては令和5年度から土祝も通常営業日としていますが、現在の雇用人数で辛うじて訪問希望をこなしている状況です。処遇改善補助金を介護職員の待遇に還元したり、職員が心身ともに健全に勤務できるよう働く環境を整えたりして、離職を防ぎ安定した事業運営に努めます。
- 令和6年元旦に発生した能登半島地震については、長期的な支援が必要と考えられています。当会でも、募金箱の設置にあわせて、被災地の早期復旧・復興の為に求められる支援をおこなってまいります。

●推進計画に定める8つの活動目標への取り組み

活動目標①「違いを認め合う福祉教育をいろんな世代ですすめよう！」

- ◆教育課と連携し、「人権の日」の啓発にあわせて当事者理解を広めます。
- ◆「地域共生社会」をテーマにした福祉出前講座を地域の集いの場で開催します。
- ◆ボランティア推進活動校に対し、学校や身近な地域の中での「共生」について、気づき共感する機会となるプログラムを提案します。



活動目標②「ひとりぼっちを作らない地域にしよう！」

- ◆人と集い交流することの効果を知り集い場の活性化を進めるとともに、集い場に参加しない人の見守りについての話し合いを進めます。
- ◆“あいさつ”や“声かけ”は繋がりづくりの第一歩であることを定期的に周知し、孤立を生まない地域づくりを進めます。
- ◆当事者組織が抱える課題を把握し、社協が担うべきことを検討します。

活動目標③「見守りあい、支えあう仕組みづくりをすすめよう！」

- ◆引き続き、集落の協議体の立ち上げと運営の支援をおこないます。また、地域自治協議会への参加について関係者に働きかけ、全ブロックでの第2層協議体の設置を進めます。
- ◆あいさつに加えひと言ふた言声をかけ合う地域づくりを進めます。

活動目標④「身近な困りごとをキャッチしてつなごう！」

- ◆どんなニーズも一旦受け止め、解決策を当事者と一緒に考えます。その上で、複合問題など困難なケースについては、関係機関と協働して解決を図ります。
- ◆アウトリーチによる相談支援を積極的におこない、悩みごとを相談しやすい環境を作ります。
- ◆社協や行政のサービス内容等をまとめたものを作成し、困った時の相談窓口を住民に周知します。
- ◆職員を補充し、生活困窮者支援をさらに強化します。

活動目標⑤「誰もが活躍する場をつくろう！」

- ◆引き続き、ひと花利用者一人ひとりが持つ力を、地域の生活課題の解決のために活かせる事業の開発に努めます。
- ◆高齢者の社会参加と介護予防について広報紙等で啓発し、地域の見守りや助け合いに高齢者が力を発揮することによる「元気で長生き」をさらに強く進めます。

活動目標⑥「みんなでボランティアの輪をひろげよう！」

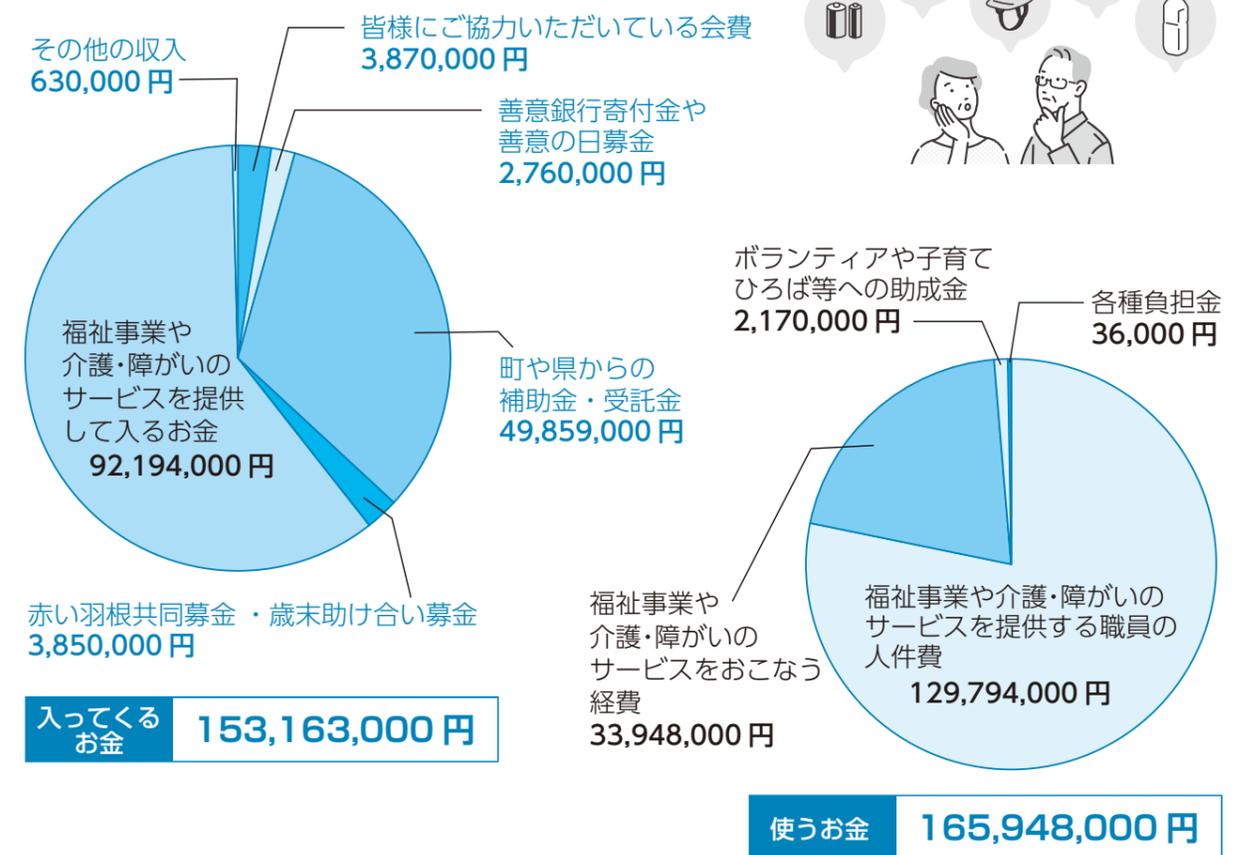
- ◆町内で地域貢献活動をおこなっている事業所を把握し、広報紙で周知します。
- ◆「ちょっといいこと運動」を広める新たな仕掛けを試みます。
- ◆ボランティア活動への関心を高めるため、身近なボランティア活動を今後も引き続き広報紙やケーブルテレビ、SNSで紹介します。
- ◆若い世代がボランティア活動に取り組む仕掛けを作ります。

活動目標⑦「先への不安を取り除く福祉活動を展開しよう！」

- ◆引き続き特例貸付の借受世帯の償還や生活状況を把握し、生活困窮の要因の分析を強化します。
- ◆福祉バザーと福祉ぶちショップの収益を元に、生活困窮者のニーズに柔軟に対応します。
- ◆感染症の流行や災害時にも継続してサービスを提供できるよう、事業継続計画（BCP）の点検評価をおこないます。

活動目標⑧「地域で防災・減災に取り組もう！」

- ◆住民が取り組んでいる災害への備えを広報紙で紹介し防災意識の啓発をおこないます。
- ◆社会福祉法人連絡協議会を立ち上げ、災害時の連携について協議します。



※収支差額の不足分は、繰越金を充当します。

～生きいきと障がい者が活動する通いの施設～

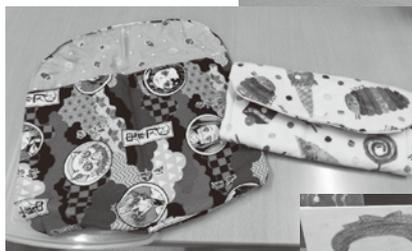
ひと花通信

『ひと花作品展』開催!!

場 所 神河町中央公民館 2階フロア
展示期間 4月10日(水)～5月9日(木)
9時～16時
月曜日は休館日です。

この度、多機能型事業所「ひと花」の日頃の活動を知っていただく機会として、開所3年間の創作活動・作業の様子と、利用者が作製した様々な「作品」をご紹介します。利用者の励みにもなりますので、ぜひ足を運んで見ていただけたら嬉しいです。皆様のご来場をお待ちしております。

【問い合わせ先】 ひと花 0790-32-2120 藤原まで



～ 利用者の作品 ～



私たちの町のボランティア ⑩

～ほがらかの家 いざさ～

活動目標⑥
みんなで
ボランティア

神河町ナースボランティア ～ほがらかの家 いざさ～ を紹介します。

ナースボランティアの活動の一つ「ほがらかの家 いざさ」は、2015年から代表の藤原さん宅に近所の方々が集い、毎週水曜日のお昼から約1時間の介護予防体操を行っています。参加者の最高齢は97歳！ハードな？体操が終わるとお茶タイム。おしゃべりに花が咲きます。

長く活動を継続できる秘訣をボランティア、体操の参加者にそれぞれ聞きました。

◎ボランティア…「しんどい時もあるけど、みんなが楽しんで来てくれるからやなあ。あとは一緒に活動してくれている他のボランティアが毎週交替で協力してくれることです。」

◎参加者…「続けられるのは、毎週みんなに会えることが楽しいから！」
ボランティア、参加者にとって生きがい、やりがいになっていると感じました。



※本紙では、定期的に社協ボランティアセンターに登録しているグループを紹介しています。



ちょっと“いいこと”

町内の小学、中学、高校生が取組んだ「いいこと」や「誰かにしてもらって嬉しかったエピソード」を紹介します。

～ちょっと“いいこと”運動の取り組みから～

神河中学校3年生 宮崎桜良さん

Q：あなたがした“いいこと”を教えてください。

A：・おばあちゃんに道を聞かれたので、ネットで調べて案内した。
・エレベーターが閉まらないように、ドアを押さえた。

Q：あなたが、だれかにしてもらった“いいこと”があれば、そのできごとを教えてください。

A：お店に入るとき、ドアを押さえてもらった。

Q：“いいこと”をしたり、してもらったことを通して、どう思いましたか。

A：いいことをすると相手も自分も気持ち良く、うれしくなると思う。大きないいことだけでなく、日々の“ちょっといいこと”を積み重ねていきたいと思います。

あなたがしてもらった“いいこと”を教えてください。

あなたが誰かにしてもらい嬉しかったエピソードがあればぜひ社協までお知らせください。社協広報紙に掲載し、町民の方にも優しい気持ちを届けます。

内容を200字程度にまとめ、郵送、FAX、メールにて社協へご応募ください。匿名での掲載も可能です。

TSU・NA・GU④7

〈あいさつ&ひと声ふた声〉

神河町社協では、顔を合わせたらあいさつ&ひと声ふた声かけあう地域づくりを進めています。地域の繋がりが薄れていると言われている今、もしかしたらあなたの周りにも、悩みごとや心配ごとを誰にも相談できずに一人で抱え込み、苦しんでいる人がいるかもしれません。悩みごとをどこに相談したらいいのかわからない人もおられるでしょう。

周りの人とお互いに声をかけ合える関係性を築けていれば、相手のちょっとした変化にも気づきやすく、「大丈夫?」と声をかけられることによって、「自分はひとりぼっちじゃないんだ。」と安心感を得ることができのではないのでしょうか。そして、SOSをキャッチしたら、手をさしのべたり、関係機関に繋いだりすることで、状況の悪化を防ぐことができます。

また、町外から転入されてきた方にも、地域に溶け込んでいただけたら嬉しいです。それには、地域の行事にお誘いするなど積極的に声をかけて、周りの人と親しくなってもらうことが効果的です。

あいさつは、お互いが心を開いて近づき、人間関係を築いていく第一歩です。明るいあいさつが飛び交う神河町になるように、家庭で、学校で、職場で、地域で、顔を合わせたらあいさつ&ひと声ふた声かけ合いましょう。



総合目標

心をつなぎ 笑顔あふれる 安心の地域づくり

活動目標

- ① 違いを認め合う福祉教育をいろんな世代ですすめよう！
- ② ひとりぼっちをつくらない地域にしよう！
- ③ 見守りあい、支えあう仕組みづくりをすすめていこう！
- ④ 身近な困りごとをキャッチしよう！
- ⑤ 誰もが活躍する場をつくろう！
- ⑥ みんなでボランティアの輪をひろげよう！
(P4、P5、P7に関連記事)
- ⑦ 先への不安を取り除く福祉活動を展開しよう！
- ⑧ 地域で防災・減災に取り組もう！

今回は
活動目標②です



活動目標 ②

ひとりぼっちをつくらない地域にしよう！

地域には様々な事情で孤立しがちな住民が暮らしています。また、田舎であっても人との繋がりの希薄化が懸念されています。気になりつつも関わりを持つまでに至っていない人や様々な生き辛さを抱えた人を見逃さず、孤立を生まない地域づくりを進めます。また若い世代や転入者にも地域行事の意味や面白さを伝えるなど、地域との関わりを持つような働きかけを積極的におこないます。

町民みんなですすめましょう。

- 地域の行事に若い世代や転入者も積極的に誘いましょう。
- 子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる行事で、住民同士の繋がりを強めましょう。
- 繋がりの第一歩！ 顔を合わせたらあいさつしたり声をかけ合いましょう。
- みんなが気軽に集まり語り合える集い場をつくりましょう。

各集落では、地蔵盆や秋祭りなど様々な行事が催されています。また老人クラブではグラウンドゴルフが活発におこなわれています。ミニデイやふれあい喫茶もあります。このようなみんなが集まる場所に参加して、地域の繋がりを強めていきましょう。

集いの場に参加することで親しい人が増え、ちょっとした悩みごとを相談したり、お互いに助けあえる関係が築けます。社会参加がなくなることはフレイル状態に陥る入り口とも言われています。あなたのまわりに、孤立しがちな方はおられますか？まずは、顔を見かけたらあいさつしたり、地域のいろんな行事にお誘いして、孤立のない神河町をみんなで作っていきましょう。

活動目標⑥
みんなで
ボランティア

ボランティア活動への支援を行っています

社協では、皆さんが取り組まれるボランティア活動を推進するため、活動への助成を行います。これからボランティア活動を始めようと思われる方も対象となりますのでご活用ください。

助成の対象

- 町内および近隣市町において自主的かつ継続的なボランティア活動をおこなっているグループまたは個人
- 社協ボランティアセンターに登録していること
- 年間3回以上の継続的なボランティア活動を行っていること

助成の対象

- グループ 上限 30,000 円（グループ結成後半年以内の申請なら 50,000 円上限）
- 個人 上限 10,000 円

助成対象となる経費

ボランティア活動にかかる経費に限ります。会員のみでの懇親費用は対象外です。

社協ボランティアセンターに登録中のグループ、個人には、助成金の案内を直接お知らせします。新たに申請されるグループや助成金についての詳細は、お問い合わせください。

なお、この助成金は、皆様から寄せられる善意銀行や善意の募金が財源となっております。

心配ごと相談のご案内

4月は

無料

暮らしの安心相談

●開設時間／13時30分～16時

【相談内容】登記、相続

不動産の登記や相続、遺言に関することについて司法書士が相談に応じます。相談時間は、お一人につき概ね30分です。

なお、この相談には行政相談委員、人権擁護委員が同席いたします。

5月は

法律相談



●開設時間／13時30分～16時30分

土地問題や金銭問題などのトラブルを法律で解決するために弁護士が相談に応じます。相談時間は1件につき概ね30分です。複数人で相談を受ける場合、予約時にお伝えください。

暮らしの安心相談

開設日	会場	相談員
4月24日(水)	神崎支庁舎	司法書士 行政相談委員 人権擁護委員

※予約ない方でも相談に応じますが、その際、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

法律相談

開設日	会場	相談員
5月22日(水)	神崎支庁舎	兵庫県弁護士会 派遣弁護士

※法律相談は予約制です。

予約申込み先 神河町社協 ☎32-2303

*皆様から頂く社協会費や赤い羽根共同募金を財源に実施しています。福祉に関する相談は、社協窓口で職員が常時対応しています。

兵庫県弁護士会でも、電話による無料法律相談を随時開催しています。

詳しくは、兵庫県弁護士会のホームページをご覧ください。☎078-341-7061

感謝のお知らせ

(1月11日～3月10日) (敬称略・受付順)

【善意銀行】ありがとうございます

「喜びや悲しみ、また楽しいこと、うれしいことがあった折や人生の節目などに、あなたの思いを込めて、善意銀行へ預けませんか。広く福祉事業へ有効に使わせていただきます。」

氏名	地区	預託いただいた方からの「ひとことメッセージ」
坂田 欣智	東柏尾	
藤原 千秋	山田	福祉の方に役立ててください。
藤原 奈保美	吉富	夫、時雄が皆様に大変お世話になりました、ありがとうございました。
栗原 和彦	赤田	父、三郎が皆様に大変お世話になりました。
高木 美喜子	大畑	夫、重夫が皆様に大変お世話になりました、ありがとうございました。
竹内 茂樹	柏尾	
足立 次枝	作畑	夫、善吉が皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。
鵜野 増郎	野村	母、法子が大変お世話になり、ありがとうございました。
教山 雅裕	山田	福祉事業のお役に立てば幸いです。
松本 英和	中村	父、英夫が皆様に大変お世話になりました。
澤田 正美	福本	母、中野よしゑが皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。
預託合計		390,000円
善意銀行の預託金は、子育て世代支援イベントの開催や子育てひろば、ボランティアの活動助成金、高齢者などへの福祉給食サービスの材料代などに使われています。		*善意銀行への預託は、確定申告の折、所得税の寄付金控除を受けることができます。また、次年度の町民税についても控除対象となります。(いずれも下限額あり)

配食ボランティア募集!

社協では、一人暮らし高齢者などの安否確認や見守りを目的に福祉給食サービスを週1回実施しております。

現在、ボランティアの協力により、お弁当の調理や配食を行っておりますが、近年活動する方の減少もあり、各利用者宅へお弁当(夕食)を配食していただくボランティアを募集いたします。ご協力いただける方は、社協までご連絡ください。
(電話) 32-2303

【活動地域、日時】

神崎エリア、火曜日の14時30分～16時30分頃(月に2～3回程度)

「つれづれなるままに...」
うららかな春風吹き抜ける日、
かすかに霞んだ空。雪解けの水
たまりに雲が行き、そとと桜の
花びら舞い落ちる。
はるか遠くに眺める嶺々。陽
だまりの丘で静寂の時に漂う。
遠ざかる後ろ姿。つぐいすの
声が、遠い日の残像を運んでく
る。
さよならを繰り返し、また新
たな一歩を進み始める。

編集後記

かみかわペンリレー 74人目



町内の皆さんを一つの輪で
つなげます。

〈前号の藤原道雄さん(寺前)
からの紹介〉

しみず たくろう
清水 琢朗さん
(大畑)



質問:ご自身の性格を分析してみると...

答え:真面目

質問:人にちょっと自慢できることを教えてください

答え:HP(ホームページ)が作れるのと、動画編集ができる。

質問:あなたが思う神河町のいいところを教えてください

答え:自然に溢れ、優しい人が多い。

質問:将来の夢は何ですか?

答え:人に愛され、頼りにされる人になること。

質問:あなたが今、夢中になっていることはどんなこと?

答え:読書

質問:これまでの人生の中で、一番思い出に残る出来事は?

答え:結婚

質問:これから神河町内で取り組んでいったら良いと思うことは?

答え:子育てのしやすい町づくり

◎神河町のみなさまへのメッセージをどうぞ!

みんなが家族のようなあたたかい町にしていきたい。

◎藤原さんから清水さんにメッセージ

「また、いつでも遊びに来てください。」